　　　社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会の定款第１０条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（費用弁償）

第２条　評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表１により費用

を弁償する。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表１　費用弁償の額

　　　　　日額　３，０００円

附　則

　　　　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会の定款第２５条の規定に

　基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第２条　この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等には、職務に応じて次の通り報酬等を支給する。

　（１）会長については、報酬を支給する。

　（２）会長以外の役員については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会

議への出席、監事監査への出席の場合に別表１の通り費用を弁償する。ただし、

交通費の実費が別表１の費用弁償額を超える場合には、「社会福祉法人阿久根市社

会福祉協議会出張旅費規程」に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、

別表１の費用弁償は行わない。

（会長への報酬）

第４条　会長に対する報酬の額は、別表２に定める額とする。

２　会長が職務のため出張したときは、「社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会出張旅　　　　　費規程」に基づき、旅費を支給する。

３　会長に対する報酬の支給時期は、「社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会事務局職

員給与規程」第６条第２項に準じる。

（公表）

第５条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定め

　るものとする。

別表１　費用弁償の額

　　　理事会及びその他会議　　　日額　３，０００円

　　　　　　　監事監査　　　　　　　　　日額　５，０００円

別表２　会長の報酬

　　　月額　５０，０００円

附　則

　　１　「社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会役員報酬等規程」は廃止する。

　　　　　　２　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。